

農業従事者 各位

泉崎村地域農業再生協議会

会長 箭内 憲勝

(公印省略)

令和 7 年度経営所得安定対策等推進事業（産地交付金）及び
泉崎村農業振興事業（生産調整振興事業）補助金について（通知）

日頃より当協議会にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年度補助金について、下記のとおり助成を検討しております。

記

■ 経営所得安定対策等推進事業（産地交付金）

令和 7 年度 内報額 5, 3 6 4, 0 0 0 円

水田を下表の用途に転作した農地に対し、内報額内を上限に補助金を交付します。

(各種要件あり)

用途	設定単価（円／10 a）
①ハトムギ推進助成	15, 000
②振興作物助成 A	14, 000
③振興作物助成 B	9, 000
④飼料用米推進助成（一般品種・多収品種）	8, 000
⑤大豆推進助成	8, 000
⑥そば推進助成	8, 000
⑦わら利用（耕畜連携）	7, 000

補助金に関しては、内報額内が上限となりますので、実施面積の超過によっては単価を調整する場合があります。

【助成対象について】

- ① ハトムギ推進助成につきましては、余剰在庫数量の動向を勘案し、当面、助成対象面積を縮小することとします。
- ② 振興作物助成 A の対象作物
トマト（ミニトマト、加工品含む）、きゅうり、ブロッコリー、ねぎ（こねぎ含む）
にら、ほうれんそう、キャベツ、玉ねぎ
- ③ 振興作物助成 B の対象作物
かぼちゃ、こまつな、さやいんげん、スナックエンドウ、ツルムラサキ、
しゅんぎく、パセリ
- ④ 飼料用米推進助成においては、1.5ha 以上の作付を行い、うち 5 0 % の団地化
取り組むこと。

- ⑤ 大豆推進助成においては、1.7ha 以上作付けを行い、うち70%の団地化に取り組むこと。
- ⑥ そば推進助成においては、1.2ha 以上作付けを行い、うち50%の団地化に取り組むこと。（その他要件あり）

※ 団地化とは、2筆以上の農地がまとまりを構成し、一連の農作業を継続するのに支障がないものとして、以下のいずれかに該当する場合。

- (1) 2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの
- (2) 2筆以上の農地が農道又は水路を挟んで接続しているもの
- (3) 段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの
- (4) 2筆以上の農地が該当農地の耕作者の宅地に接続しているもの

※ただし、河川等をはさみ、農作業の継続に支障があるものは対象外とする

■ 泉崎村農業振興事業（生産調整振興事業）

泉崎村内農業者が泉崎村内農地に作付する際、下表のとおり交付します。

作物名	単価 (円/10a)	昨年度作付面積 (a)	交付額 (円)
ハトムギ（田・畑）（一般）	20,000	0	0
ハトムギ（田・畑）（法人）	10,000	395	395,000
そば（田）	10,000	174	174,000
そば（畑）	7,000	2,955	2,068,500
大豆（田）	10,000	1,308	1,308,000
大豆（畑）	7,000	163	114,100
ブロッコリー（田）	5,000	73	36,500
きゅうり（田）	5,000	109	54,500
トマト（田）	5,000	186	93,000
飼料用米（田）	6,000	1,780	1,068,000
飼料作物（WCS）	5,000	499	249,500
自然薯（畑）	20,000	0	0
合計			5,561,100

※ 上表は、令和6年度の実績です。

※ 現在協議中のため、今後変更になる可能性があります。

※ 令和2年度より、法人につきましては、ハトムギに限り助成単価を2分の1以内とする改定が行われました。

※ ハトムギにつきましては、余剰在庫削減のため、全国的に生産抑制の傾向にあることから、本村におきましても法人以外の作付けにつきましては当面抑制することとし、余剰在庫数量が改善された際には、ハトムギ作付けの推進を再開していくこととします。

（事務担当 泉崎村役場 産業経済課 松川・本柳 TEL0248-53-2430）